

工事計画書(賃貸用)は、工事施工者(建築工事の請負者)が住宅の引渡し前に工事の内容を証明する書類です。賃貸の完了前ポイント発行申請の際に提出が必要です。

必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。

記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受け付けできません)

本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

1 計画書を発行した日を記入してください。

2 建築工事の請負者の情報を記入し、押印してください。

- 建設業許可を有しない事業者の場合、《建設業許可》は記入不要です。
- 法人の場合は、法人印を押印してください。(契約の当事者の個人印は不可)
- 個人事業主の場合は個人印を押印してください。
- 《代表者名》は、工事請負契約の当事者を記入してください。(契約の締結者が支店長であれば、その支店長が代表者)

3 対象となる住宅の所在地を記入してください。

- 郵便番号も必ず記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。
- 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可。
  - ・住居表示とは、住民票に記載される住所
  - ・地名地番表記とは、主に確認済証等の書類で表記されている住所

4 新築する共同住宅名を記入してください。

6 工事請負契約の締結日を記入してください。

- 令和2年12月15日～令和3年10月31日に締結された契約が対象です。
- ⚠必ず原契約の締結日を記入してください。(変更契約は不可)

8 工事完了(予定)日を記入してください。

グリーン住宅ポイント (指定)

賃貸 工事計画書(賃貸用)

グリーン住宅ポイント事務局 宛 ※ 完了前ポイント発行申請時に提出してください。

以下のとおり、グリーン住宅ポイントの対象となる住宅の建築工事を行うことを証明します。

1 令和 3 年 6 月 1 日 建築工事の請負者

建設業許可  国土交通大臣 (般-12) 第(34××)号  
 ( ) 知事

事業者名 株式会社 住宅工務店

代表者名 注文 太郎

所在地 東京都新宿区〇〇町4-5-6 第一ビル

電話 03 - 1234 - ××××

◆ 本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

■新築する住宅の情報 ◆ すべて必須。記入漏れがある場合、再提出となります。

対象となる住宅の所在地	〒111-111× 東京 豊島 市
新築する共同住宅等の名称	〇〇町1-2-3
工事請負契約の締結日*1	令和 3 年 4 月 1 日
建築着工(予定)日	令和 3 年 5 月 1 日
工事完了(予定)日	令和 3 年 11 月 1 日
引渡予定日	令和 3 年 11 月 10 日

\*1 原契約の締結日を記入(変更契約は不可)

■新築する住宅の要件(以下のすべてに該当していること)

△のすべての住戸は

- 床面積が40㎡以上の住戸である
- 賃貸目的の住戸である ※所有者の居宅が含まれないこと ※店舗併用の建築物ではないこと
- 建築物省エネ法に基づく住宅のトップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合する
- 専用の台所及び便所、洗面所を有する

5 新築する共同住宅の総戸数を記入してください。  
⚠ 2戸以上の共同住宅が対象です。

7 建築着工(予定)日を記入してください。  
● 根切り工事または基礎杭打ち工事に着手した日を記入してください。

9 引渡予定日を記入してください。

10 新築する住宅の要件にチェックしてください。  
● すべてにチェックしてください。

「完了報告」の提出について  
完了前ポイント発行申請を行った場合、以下の完了報告期限までに引渡しを完了し、完了報告を行わなければなりません。完了報告を行わなかった場合、発行されたポイントは無効となります。

【完了報告期限】 : 令和4年2月15日まで

※申請手続きのための期間を確保する観点から完了報告期限を延長しております。

◆ 分離発注(契約事業者が複数)による建築工事は、本制度の対象になりません。

20210301版

⚠ 分離発注(契約事業者が複数)による建築工事は、本制度の対象になりません。